

議 案 第 9 4 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じ、俸給月額の改定、管理職員特別勤務手当の支給要件である勤務の範囲の拡大等を行うため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号を次のように改める。

(2) 次の表の俸給表欄に掲げる俸給表及び次の表の職務の級欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ次の表の号俸欄に掲げる号俸以上である職員

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|-----------|------|-----|
| 行政職俸給表 | 5級 | 99 |
| | 6級 | 111 |
| | 7級 | 84 |
| | 8級 | 63 |
| 医療職俸給表（二） | 3級 | 113 |
| | 4級 | 105 |
| | 5級 | 85 |
| | 6級 | 65 |
| | 7級 | 53 |
| 医療職俸給表（三） | 4級 | 113 |
| | 5級 | 93 |
| | 6級 | 69 |

第5条第5項中「行政職俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が第3項第2号の表」を「第3項第2号の表の俸給表欄に掲げる俸給表及び同号の表」に、「職務の級の区分」を「俸給表及び職務の級の区分」に、「同表」を「同号の表」に改める。

第11条の2第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第11条の3第2項第2号中「7,000円」を「5,000円」に改める。

第19条の2第1項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間において勤務した場合に支給する。

第19条の2に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市長が定める額

附則第3項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第3から別表第5までを次のように改める。

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の3第2項第2号中「5,000円」を「3,000円」に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第12条関係）

| 自動車等の使用距離 | 支給月額 |
|--------------|---------|
| 5km未満 | 2,000円 |
| 5km以上10km未満 | 4,200円 |
| 10km以上15km未満 | 7,100円 |
| 15km以上20km未満 | 10,000円 |
| 20km以上25km未満 | 12,900円 |
| 25km以上30km未満 | 15,800円 |
| 30km以上35km未満 | 18,700円 |
| 35km以上40km未満 | 21,600円 |
| 40km以上45km未満 | 24,400円 |
| 45km以上50km未満 | 26,200円 |
| 50km以上55km未満 | 28,000円 |
| 55km以上60km未満 | 29,800円 |
| 60km以上 | 31,600円 |

第3条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項及び第2項を次のように改める。

第11条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額8,500円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額17,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から8,500円を控除した額

(2) 月額17,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から17,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が18,500円を超えるときは、18,500円）を8,500円に加算した額

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

| 号俸 | 俸給月額 |
|----|----------|
| 1 | 370,000円 |
| 2 | 418,000円 |
| 3 | 470,000円 |
| 4 | 531,000円 |
| 5 | 606,000円 |
| 6 | 708,000円 |
| 7 | 828,000円 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第11条の3第2項第2号の改正規定 平成28年4月1日

(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

(3) 第3条の規定 平成30年4月1日

(号俸の切替え)

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の給与条例別表第1の俸給表の適用を受け職務の級が2級であった職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下この項において「旧号俸」という。）が1号俸から4号俸

までであった職員にあっては1号俸、その他の職員にあっては旧号俸の号数から4を減じた号数の号俸とする。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(次項に規定する職員及び規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第3項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き教育職俸給表の適用を受ける職員(同日において松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和50年松戸市条例第13号)第3条第1項に規定する教職調整額(以下「教職調整額」という。)を支給されていた職員に限る。)のうち、切替日以後に職務の級が4級又は5級となった職員で、その者の受ける俸給月額が切替日の前日において受けていた俸給月額とこれに対する教職調整額との合計額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前2項に規定する職員を除く。)について、前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 切替日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による俸給を支給される職員との権衡上

必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前3項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 7 附則第3項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に関する松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第 号）附則第3項、第5項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 附則第3項の規定による俸給を支給される職員に関する松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年松戸市条例第14号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第6項の規定の適用については、同項中「のうち、俸給月額」とあるのは、「のうち、俸給月額と松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第 号）附則第3項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 9 附則第3項又は第4項の規定による俸給を支給される職員に関する平成24年改正条例附則第7項の規定の適用については、同項中「職員の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第 号）附則第3項又は第4項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 10 平成30年3月31日において附則第3項の規定による俸給を支給されている職員に関する同年4月1日以後における平成24年改正条例附則第6項の規定の適用については、同項中「その差額に相当する額」とあるのは、「その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から平成30年3月31日における松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第 号）附則第3項の規定による俸給の額（その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額とする。）を減じた額」

とする。

- 1 1 平成30年3月31日において附則第3項又は第4項の規定による俸給を支給されている職員に関する同年4月1日以後における平成24年改正条例附則第7項の規定の適用については、同項中「その差額に相当する額」とあるのは、「その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から平成30年3月31日における松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第 号）附則第3項又は第4項の規定による俸給の額（その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額とする。）を減じた額」とする。

（平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

- 1 2 切替日から平成30年3月31日までの間における給与条例第11条の2第3項の規定の適用については、同項中「100分の16」とあるのは、「100分の16を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

（規則への委任）

- 1 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

- 1 4 松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和50年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項中「平成24年改正給与条例」を「平成24年改正条例」に、「次項」を「附則第4項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項を附則第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第 号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項、第5項又は第6項の規定による俸給を支給される教育職員（次項に規定する職員を除く。）に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中

「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第 号）附則第3項、第5項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附則第4項を次のように改める。

- 4 平成27年改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用する平成24年改正条例附則第6項又は平成24年改正条例附則第8項若しくは第9項の規定による俸給及び平成27年改正条例附則第3項、第5項又は第6項の規定による俸給を支給される教育職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第 号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第8項の規定により読み替えて適用する松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年松戸市条例第14号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第6項又は平成24年改正条例附則第8項若しくは第9項の規定による俸給の額と平成27年改正条例附則第3項、第5項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成27年改正条例附則第10項の規定により読み替えて適用する平成24年改正条例附則第6項の規定による俸給を支給される教育職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第 号）附則第10項の規定により読み替えて適用する松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年松戸市条例第14号）附則第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。